

A large red circle is centered on the page, serving as a background for the main title text.

日本酒輸出 ハンドブック — 中国編 —

2018年3月
ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課

はじめに

『日本酒輸出ハンドブック－中国編－』は、これから日本酒の輸出を始める方を対象に、中国への輸出に必要な情報をコンパクトにまとめたものです。

本編は、現地市場の状況を知るための「マーケット情報」、中国に輸出する際に知っておくべき現地規則や流通イメージを得るための「輸出の留意点」の2部から構成されています。

さらに、初めて輸出をする方からよく聞かれる質問をまとめた「よくある輸出のQ&A」、日本国内の輸出業者、現地輸入業者をみつけるためのアドバイスとして「輸出のヒント」を盛り込みました。

2017年の日本酒の輸出は、金額、数量ともに過去最高を記録した前年をさらに上回る結果となりました。輸出額は186億7,900万円。中国は輸出相手先3位（26億6,000万円）となっており、近年増加傾向にあります。

本ハンドブックが、中国向け日本酒輸出関係者の一助となれば幸いです。

2018年3月

ジェトロ 農林水産・食品部
国税庁 酒税課

Contents

中国の日本酒マーケット 1

- Q どのくらいの日本酒が中国に輸出されているのですか。
- Q 酒類の流通構造やルールがあれば教えてください。
- Q 主な販路を教えてください。
- Q 販売店舗の形態を教えてください。
- Q 中国酒類市場の主な販売ルートを教えてください。

中国向け輸出の留意点 9

- Q 現地での輸入規制と手続きについて教えてください。
- Q ラベルの表示に決まりはありますか。
- Q 日本から中国の小売店に届くまでには何日くらいかかりますか。
- Q 輸入関税、その他諸税について教えてください。

よくある輸出のQ&A 17

輸出のヒント 25



中国の
日本酒
マーケット

基本データ

人口	13億8,271万人 (2016年末時点、出所：中国国家统计局)
在留邦人	128,111人 (2016年10月1日現在) (注：香港・マカオを含む)
日系企業 進出状況	日系企業総数(拠点数)：32,313社 (2016年10月1日現在) 出所：外務省「海外在留邦人数調査統計(平成29年要約版)」
宗教	仏教、イスラム教、キリスト教など
言語	中国語(公用語)

日本からの 農林水産物・ 食品輸出

中国は3位

順位	国・地域	2016年 (100万円)	2017年 (100万円)	前年比 (%)
—	農林水産物・食品 輸出合計	750,214	807,267	+7.6%
1	香港	185,300	187,686	+1.3%
2	米国	104,461	111,549	+6.8%
3	中国	89,872	100,814	+12.2%
4	台湾	93,080	83,783	△10.0%
5	韓国	51,126	59,674	+16.7%

日本の中国向け 農林水産物・食品 輸出の 主要品目

アルコール飲料は4位

	2016年	2017年
1	ホタテ 286億円	ホタテ 238億円
2	林産物(丸太) 56億円	林産物(丸太) 103億円
3	植木等 45億円	植木等 63億円
4	播種用の種 29億円	アルコール飲料 44億円
5	アルコール飲料 27億円	播種用の種 39億円
6	さけ・ます 26億円	清涼飲料水 25億円
7	菓子(米菓を除く) 21億円	さけ・ます 24億円
8	清涼飲料水 19億円	菓子(米菓を除く) 20億円
9	デキストリン 14億円	針葉樹製材 18億円
10	針葉樹製材 13億円	デキストリン 17億円



どのくらいの日本酒が中国に輸出されているのですか。



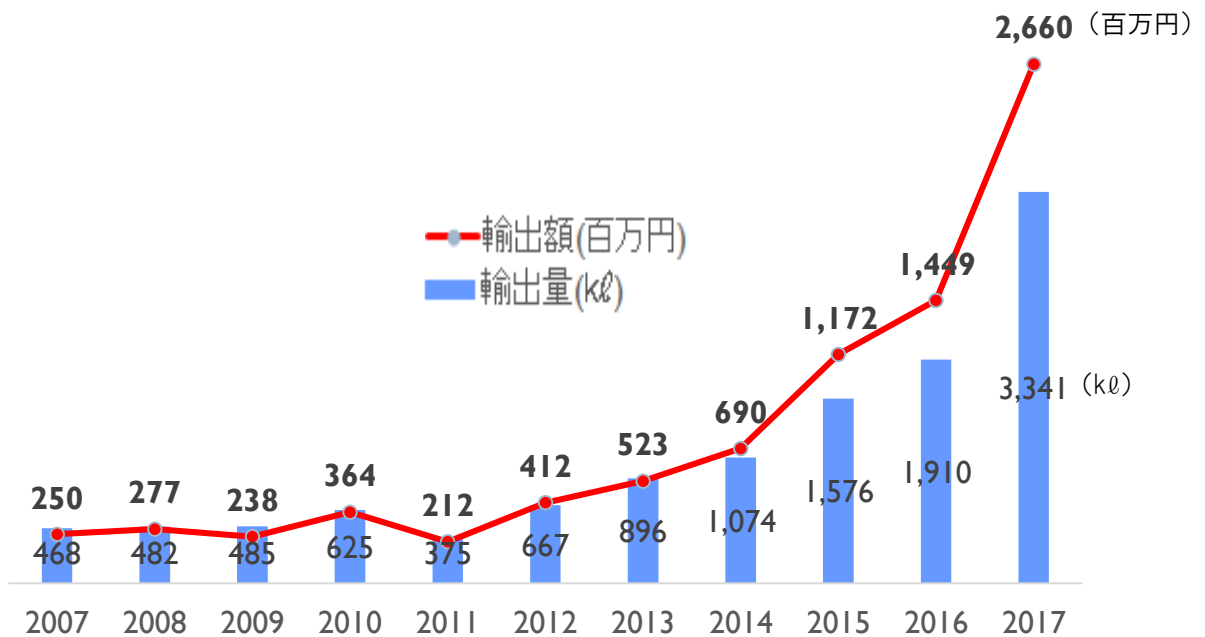
輸出量は過去10年間で約7倍。
高級酒の輸出が増加傾向。

中国では日本食レストランの店舗数の増加にあわせて、日本酒の消費も増えています。

2017年の日本からの中国向け日本酒輸出量は3,341kℓ、輸出額は26億6,000万円で、10年前の2007年と比べると、量では7.1倍、金額では10倍となっています。1ℓ当たりの輸出単価は、過去10年間で535円から796円と1.5倍に上昇しており、高級酒の輸出が増えているためと考えられます。

2011年3月に発生した福島第一原子力発電所の事故の影響で、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、新潟、長野、千葉、東京の10都県からは輸入停止となっています(2018年3月時点)。

■中国向け日本酒の輸出の推移



出所：財務省『貿易統計』

中国酒類市場の現在のトレンドを教えてください。

健康的なライフスタイル、安全性がキーワードです。

▶ 消費はより理性的で、多元化傾向

現在、「80後」(1980年代生まれ)が消費の主力に成長しています。情報化の時代に生きる彼らは、酒類の消費習慣の面でもそれまでの世代とは一線を画しています。人々の収入が増加して生活のレベルも上がり、酒自体の質のみならず、消費シーンも重視されるようになってきています。また、製品のパッケージ等にもファッション性や個性が求められています。

従来の国産高級ブランド(特に白酒)ばかりにとらわれず、海外の酒文化や製品も広く受け入れられるようになりました。さらに、健康的なライフスタイルや食品の安全性へのこだわりは、酒類の消費を以前よりも理性的なものにしています。

欧米の飲酒文化が中国国内の酒類市場に影響を及ぼすようになり、特に「80後」の価値観や消費観念に影響を与えています。また、伝統的な「酒の席」での交流やビジネスが制限を受けるようになり、「酒の席」文化は新しい価値観のなかで排斥され、主流ではなくなりつつあります。一方で、健康的な飲酒習慣や、節度ある飲酒を求める意識が高まっています。

Topic

デザインは高級感がポイント

中国では、日本酒を贈答に用いることから、ラベルや化粧箱のデザインは、「和風であること」、「シンプルすぎず、手が込んでいて美しいこと」、「高級感があること」、がポイントです。例えば、和紙ラベル、毛筆の銘柄名、金・銀の箔押し、赤などの華やかな色使い、浮世絵など一目で日本と分かる絵柄なども好評のようです。「ひらがな」が入っているのも、日本産であるイメージに繋がるので好まれますが、すべてひらがなにすると、中国人は読むことができず、銘柄を認知してもらえないので注意が必要です。



主な販路を教えてください。



日本酒の主な販路は
日本食レストランです。

▶ 主な消費場所は、食べ放題・飲み放題レストラン

日本酒の主な販路は日本料理店です。近年、中国では日本料理店が増加傾向にあり、上海では約900店舗、北京では500店舗の日本料理店があるといわれています（正確な統計数字はありません。日本料理という看板だけで、内容は中華料理を出すといった店も存在します）。北京では、2008年8月のオリンピック前後に急激に増加しました。

なかでも食べ放題・飲み放題の日本食レストランは、最大の日本酒消費場所になっています。消費者のほとんどが中国人で、取り扱っている日本酒は、日本の大手メーカーによる中国産です。そのため、日本産日本酒はあまり消費されていません。

一方、接待などに使われる高級店では、日本の地酒など高級酒が取り扱われています。

数は少ないものの、食べ放題の店よりも高級で（高級日本料理店よりは手頃な価格で）、内装にこだわった店舗が増えつつあり、このような店では、今後日本産清酒の消費が見込まれます。

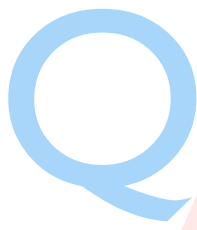
Topic

中国人の日本酒の飲み方

中国人の日本酒の飲み方は、かつては熱燗がほとんどでしたが、最近は冷酒も広まりつつあります。

銘柄は、日本の有名ブランドが認知されていますが、食べ放題・飲み放題の店では、中国産清酒の扱いがほとんどです。

接待の席では、高価な大吟醸が喜ばれ、日本の有名銘柄にはレストランでの販売価格が3,000円/本（約4万6,500円）以上のものもあります。



販売店舗の形態を教えてください。

マート、量販店、スーパーマーケット、コンビニエンスストアや百貨店で販売されています。

▶ デパート、日系スーパーマーケットは贈答用

飲食店以外では、デパートや日本人向けの高級スーパーマーケットで日本酒が販売されています。取扱量は、紹興酒やワイン、白酒に比べて少なく、ほとんどが贈答用なため、化粧箱が求められます。

一方、中国系スーパーマーケットでは、価格的に高価なことから、取扱いが少ないようです。

高級酒専門の売場(=ギフト売場)にも多少の日本酒がありますが、店によっては品質管理が悪く、例えば賞味期限が5年後に設定され、2~3年経ったものが平然と置かれていることもあります(商品知識が浸透していない)。他方、最近では冷蔵ケースに陳列されている例もあり、品質管理がしっかりしている店もあります。

コンビニエンスストアでは、中国系スーパーマーケットと同じく、あまり販売されていません。日系のコンビニエンスストアに小瓶の商品が少しある程度です。

Topic

よく購入する日本酒の容量

中国で、小売店にて良く購入する日本酒の容量は、300mlが多く、その次に720mlが多くなっており、主にスーパーマーケットで購入されています。

150~220元程度の価格帯が良く購入されています。



中国酒類市場の主な販売ルート教えてください。



大きく3つのルートがあります。

現在、中国における酒類の販売チャネルは、1.従来型チャネル 2.ECチャネル 3.O2O(オンライン・ツー・オフライン)チャネルの3つに大きく分類できます。

1. 従来型チャネル

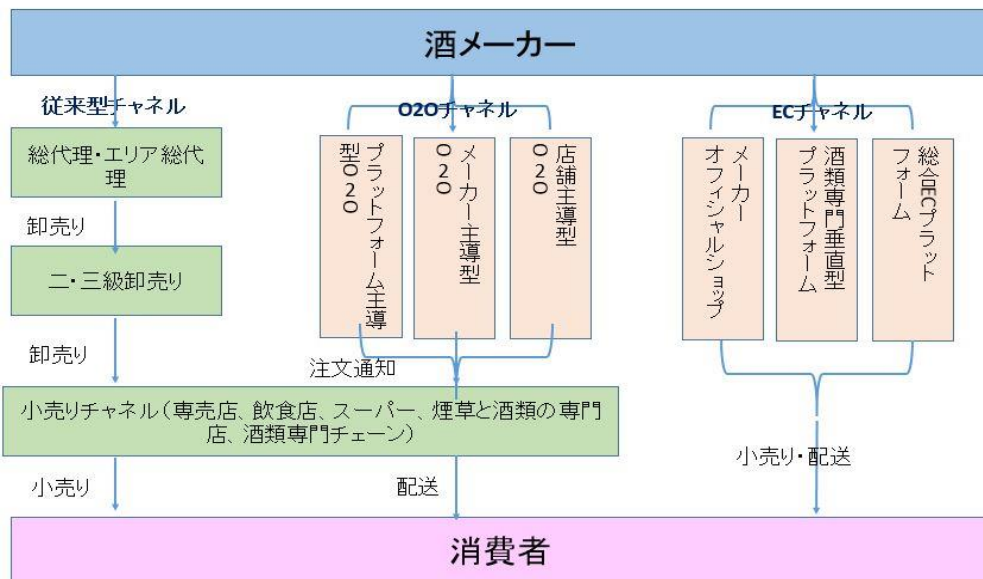
オフラインの実店舗販売チャネルのことです。銘酒ブランド専売店、飲食店、スーパー(コンビニ含む)、ブランド煙草・銘酒専門店、酒類専門チェーン店などがこれに含まれます。現在も、この従来型チャネルは依然として主流の販売チャネルとなっています。

2. ECチャネル

ここ数年、成長が目覚ましいです。主に天猫や京東などの大手プラットフォーム、酒類専門の垂直型プラットフォーム、そしてメーカーのオフィシャルショップなどに分類できます。

3. O2Oチャネルチャネル

既存のECチャネルをベースに、物流コスト削減と配送効率アップを目指した結果生み出されたオンラインとオフラインの複合型流通モデルのことです。簡単に言えば、オンラインショップで注文を集め、消費者の居住地近くのオフライン実店舗に発注、ここから消費者に商品を届けるシステムとなっています。



A large red circle is positioned in the upper right quadrant of the page. Inside the circle, the text '中国向け 輸出の 留意点' is written in white, bold, sans-serif characters, arranged in three lines.

中国向け
輸出の
留意点



現地での輸入規制と手続きについて
教えてください。



中国での輸入販売は、以下の
法律で規制されています。

中国に酒類を輸入するには、関連法令に記した法令・規則などを遵守することが必要となります。輸出に際しては、これらの法規を事前に理解しておくこと、そして輸出契約交渉においては中国の輸入者とこれらの法規に関する留意すべき事項(特に日本の輸出者の義務)について十分に協議を行い、その結果を輸出契約書に明記することが必要です。

1. 日本酒の輸入販売に関する規制

中国での日本酒の輸入販売は、主に「食品安全法」、「中華人民共和国貨物輸出入管理条例」、「輸入酒類国内市場管理弁法」、「輸出入食品安全管理弁法」などで規制されます。

「食品安全法」では、輸入食品は中国の食品安全国家基準に合致しなければならず、輸出入検査検疫機関の検査の合格を経た後、税関は輸出入検査検疫機関が署名発行した通関証明書に基づいて通関を許可すると規定しています。

日本酒には輸入許可は必要ありません。輸入手続きは「輸入酒類国内市場管理弁法」に規定されています。

輸入港の食品衛生、品質監督検査機関による検査に合格したものには、同機関が「輸入食品衛生監督検査マーク」を貼り、衛生証明書(検査合格証)を発行しますので、それを基に通関手続きを行います。税関は、同検査合格証をもとに税を徴収した後、通関許可します。

2. 食品安全法による規定

食品安全法に、「(中国の)輸入企業は、輸入する食品の安全性を評価する資料を衛生部門に提出しなければならない。中国に食品を輸出する企業は国家質量監督検験検疫総局(国家質検総局)へ報告、届け出なければならない、中国に輸出する食品を生産する企業は国家質検総局に登録しなければならない」(第65条)と規定されています。



ラベルなどの表示にきまりはありますか。



消費者保護のため、以下の 実施規定が制定されています。

輸入した日本酒を中国国内で販売するためには、中国語のラベルを貼ることが義務付けられています。

日本酒のラベルに関する関係法令(通則)は、「包装済食品ラベル通則」、「包装済飲用酒のラベル通則」と「包装済食品栄養ラベル通則」に基づき作成して貼りつける必要があります。

規定には曖昧な部分があり、解釈は検査当局の裁量に任されることから、港ごと・担当者ごとに、あるいは時期により、解釈が異なる可能性があります。

ラベルは、輸入者の指示により日本側の生産者が作成する方法と、輸入者が作成して輸入港の指定倉庫でラベルを貼り付ける方法があります。検疫の過程でこのラベルが不合格となった場合には、改めて合格するラベルを作成して指定倉庫で貼り直しをすることになります。

ラベル作成にあたっては、通関予定の港の担当者に事前に確認することをお勧めします。

▶ ラベルの表示内容

ラベルは中国の強制国家標準(GB)である「包装済飲用の酒ラベル通則」GB10344-2005(2007年10月1日正式実施)に基づき作成して自己審査をします。強制表示内容として求められる表示は以下のとおりです。

① 商品名、②原材料名、③アルコール度数、④麦芽等の含有量、⑤製造業者名(原産国)および販売業者名、⑥ 製造年月日、⑦ 賞味期限、⑧ 保存方法、⑨ 内容量(ネット)、⑩輸入者の企業登録番号、⑪ 警告表示(「過度の飲酒は健康を害する」「未成年は飲んではならない」) など

その他、非強制表示内容ではありますが、飲用方法、糖類などの含有量、葡萄酒などの甘口、辛口なども表示するとよいでしょう。

▶ 注意事項

- **輸入申告時に、各商品に貼るラベル見本を提出**します。それで問題なければ、輸入通関後に保税倉庫で各商品にラベルを貼ります（中国でラベル貼付の場合）。
- 市販用に限らず、**業務用原料品にも中文表示**が要求されます。
- 日本語のラベルの上に中文表示を貼ることは可能ですが、**製造年月日と賞味期限日の両方**の日付を記載する必要があります。
- 日本のように「個包装紙込み」内容量は認められません。**ネット重量**を中文ラベルに表示します。
- 中文説明書は、現在のところ、あまり厳しく要求されていません。現在、中国でラベルを貼られている商品を見るかぎり、原材料等の表示のみで説明書のないものが大半です。
- **添加物は化学名まで詳しく記載**しなければなりません。着色料、保存料などは日本で記載しなければならないものとほぼ同じです。
- ラベルに**輸入者の企業登録番号**を記載することは必須です。メーカーの登録番号までは要求されていないようです。**バーコードは商業上不可欠**です。
- 包装容器については、食品容器と包装材料に関する中国国家衛生標準に符合していることが必要です。
- **登録商標**を使用する場合は、「**注冊商標**」の4文字を明確に表記することが必要です。

▶ 「包装済食品栄養ラベル通則」に基づくラベルの作成

食品栄養ラベル国家基準として、「包装済食品栄養ラベル通則」（発布日2011年10月12日、施行日2013年1月1日）が実施され、これに基づくラベルの作成が必要となりましたが、日本酒は「エタノール含有量が0.5%以上のアルコール飲料」ですので、栄養ラベル表示が免除されています。

参考サイト

独立行政法人酒類総合研究所『日本酒ラベルの用語辞典』
<http://www.nrib.go.jp/sake/nlziten.htm>



日本から中国の小売店に届くまでには、何日くらいかかりますか？

A 生産者が商品を出荷してから1ヵ月前後で小売店に届きます。

JETRO

中国

日本酒の流通経路・時間

流通(物流)経路、時間、および商慣習

流通(物流)経路	所要時間(日数)	備考
生産者 ↓ 問屋	2-3日	日本における時間
問屋 ↓ 輸入業者	5-7日	コンテナに掲載し、コンテナが船に載るまで
輸入業者 ↓ 通関(港)	7-10日	船に載せてから出船まで
輸送(船)	5-7日	直行便、韓国他経由便
通関(港) ↓ 輸入業者	5日	
輸入業者 ↓ 卸売業者	2-3日	
卸売業者 ↓ 小売業者	市内:1-2日 市外:5-7日 以内	自社倉庫がある場合は速くて当日配達可能
小売業者 ↓ 一般消費者	1-2日	

(資料)北京/上海の日本酒輸入業者へのヒアリングによりジェトロ作成

中国

日本酒の流通費用

流通(物流)費用(一般概算)

輸出
形態

海上コンテナ(混載)

場面	コスト					備考
	項目	(税)率等	計算内容	出荷額=100	輸入価額=100	
酒蔵 ↓ 輸入業者	出荷額			A	100	CIF
	関税	40%	A*40%	B	140	
	消費税	10%	B*10%	C	154	
	増値税	17%	C*17%	D	180	
輸入業者 ↓ 卸売業者	マージン等	10~20%	$D \div (0.9 \sim 0.8)$	E	200~225	
卸売業者 ↓ 小売業者	マージン等	一般製品: 15-20% 高級品: 30%	$E \div (0.85 \sim 0.7)$	F	236~322 中間値269	
小売業者 ↓ 一般消費者	マージン等	30~50%	$F \text{ 中間値} \div (0.7 \sim 0.5)$		384~537	

(注意) 表は複数の業者へのヒアリングにより概要をまとめたものであり、全ての業者に当てはまるものではなく、また表で記されている諸費用を全て網羅しているわけではない。

(資料) 北京/上海の日本酒輸入業者へのヒアリングによりジェトロ作成



輸入関税、その他諸税について
教えてください。



輸入関税のほか、消費税、増値税
がかかります。

① 関税

日本酒(HSコード:2206.0090)の輸入関税は40%、焼酎(HSコード:2208.9090)は10%です。

② 消費税

関税以外に、消費税は日本酒が10%、焼酎は種類により、5%あるいは20%+0.5元/500g(または500ml)がかかります。

③ 増値税

ほかの商品と同様、一律17%の増値税が賦課されます。

(2018年3月時点)

A green circle containing the text 'よくある 輸出の Q&A' in white. The text is centered within the circle and arranged in three lines.

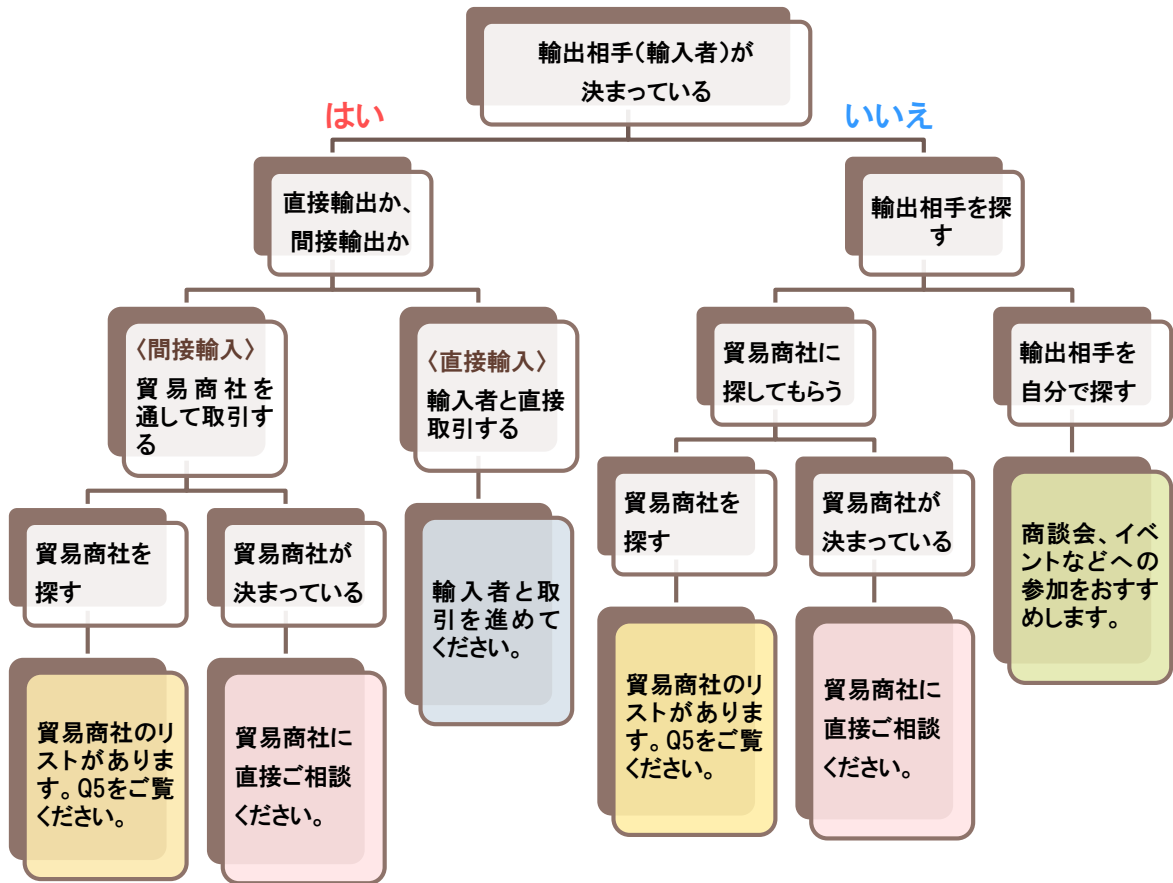
よくある
輸出の
Q&A

Q¹

輸出をしたいけれど、
何から始めたらよいかわかりません。

A

フローチャートでみてみましょう。



初めての輸出、
うまくいか
心配です…

貿易会社を通しての取引をおすすめします。

初めての輸出であれば、貿易会社を通しての**間接輸出**をおすすめします。貿易会社を通さずに直接輸出する場合、現地の言語もしくは英語での交渉が必須となり、相応の社内体制と人材が必要となります。また、海外からの代金回収にはリスクを伴います。

間接輸出であれば、国内の貿易会社との受発注で、代金も国内決済です。まずは、間接取引で慣れてから、直接取引を考えてみるとよいでしょう。

Q² A

輸出の流れを教えてください。

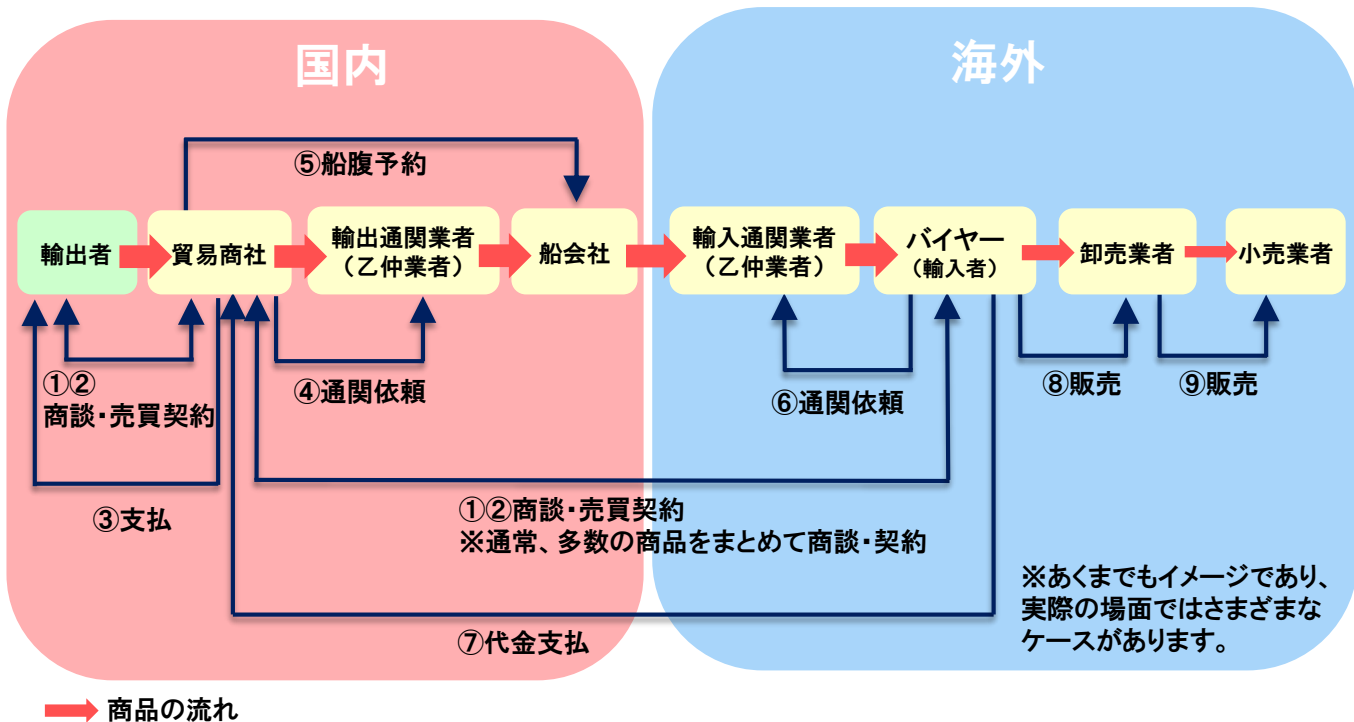
貿易会社を通す場合と、通さない
場合で異なります。

▶ 間接輸出(貿易会社を通して行う場合)

貿易会社を通して輸出を行う場合、日本側の輸出者は①日本の貿易会社と商談を行い、②売買契約を結びます。貿易会社もまた、①海外のバイヤー(インポーター)と商談を行い、②売買契約を結びます。二つの商談および売買契約のタイミングは、ケースによってさまざまです。

③貿易会社から輸出者に商品の代金が支払われます。貿易会社は輸出通関業者(乙仲業者)に④通関依頼を行います。また、⑤船会社に船腹予約を行います。

現地に貨物が到着したところで、バイヤーから現地の輸入通関業者に⑥通関依頼が行われ、バイヤーから⑧卸売業者、⑨小売業者へと商品が販売されます。⑦代金は、バイヤーから貿易会社に支払われます。



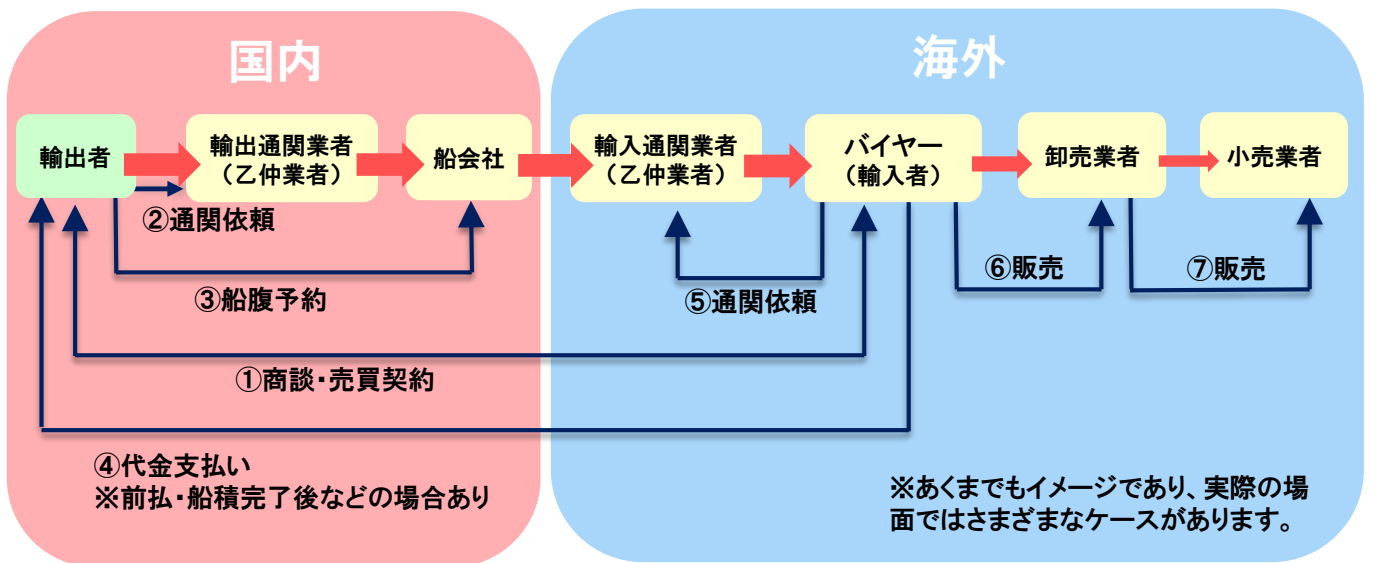
注)バイヤーと商談成約後に、バイヤーから日本国内の貿易会社を指定されるケースも多い。

▶ 直接輸出(貿易商社を通さない場合)

貿易商社を通さずに輸出を行う場合、①日本側の輸出者は海外のバイヤー(輸入者)と商談を行います。売買契約が成立したところで、②輸出者は輸出通関業者(乙仲業者)に通関依頼を行い、③船会社に船腹予約を行います。

④支払いのタイミングはさまざまですが、通常、前払い、もしくは船積み完了後にバイヤーから輸出者に代金が支払われます。

現地に貨物が到着したところで、⑤バイヤーから現地の輸入通関業者に通関依頼が行われ、バイヤーから⑥卸売業者、⑦小売業者へと商品が販売されます。



➡ 商品の流れ



船腹の予約

船腹の予約の際には、使用するコンテナの種類を決めなければなりません。酒類の輸送に使われるコンテナには、「ドライコンテナ」と「リーファーコンテナ」があります。

ドライコンテナは一般的なコンテナで、価格はリーファーコンテナに比べ安いのですが、温度管理はできません。

リーファーコンテナは、コンテナ内部に冷凍機がついており、壁には断熱材が入っています。冷凍機と断熱材の厚みの分、ドライコンテナより内寸が狭くなっていますが、一定の温度で貨物を運ぶことができます。

商品の品質保持のためには、リーファーコンテナが有効ですが、仕向け地や輸送コストとの兼ね合いによります。

Q³ A

輸出手続きに必要な書類を教えてください。

以下の書類が必要です。

- 輸出申告書
- コマーシャル・インボイス(商業送り状)
- パッキングリスト(梱包明細書)
- シッピング・インストラクション(船積依頼書)
- 委任状
- ブッキングリスト(船腹予約書)
- その他

海上貨物保険などを付保する際は、その申込書が必要となります。

間接輸出

貿易会社を通しての間接輸出の場合、書類のほとんどは貿易会社が用意することになります。ただし、原材料や輸出する貨物の個数、重量、容積など、製品に関する情報は貿易会社にはわからないため、情報の提供が求められます。

直接輸出

貿易会社を通さず直接輸出する場合は、書類の作成から船腹の予約、通関業者への依頼をすべて輸出者が行います。

□ 輸出申告書

日本から海外に貨物を輸出する際に税関に提出する書類です。書類の受理によって輸出許可を得ます。

□ コマーシャル・インボイス(商業送り状)

日本語で言うと「送り状」または「仕入書」です。この書類は輸出通関時に輸出申告書と一緒に税関に提出する必要があります(関税法第68条第1項)。そして、関税法施行令第60条第1項では「仕入書への記載事項」が、以下のように定められています。

- ① 当該貨物の記号、② 番号、③ 品名、④ 品種、⑤ 数量および価格、⑥ 当該貨物の仕入書の作成地、⑦ 作成の年月日、⑧ 仕向地および仕向人

このほか、一般に記載すべき内容としては、輸出者名・住所、輸入者名・住所、船名、出港予定日、出港場所、入港場所、契約条件(インコタームズに基づくものなど)、支払方法などです。

□ パッキングリスト(梱包明細書)

日本語で言うと「梱包明細書」です。これは船積み明細ともよばれ、輸出する貨物の個数、重量、容積(立方メートル)等が記載されています。法律上では税関提出書類とはされていませんが、商慣習上では添付するのが一般的です。

また、関税法68条第2項で「仕入書だけで輸入貨物の課税標準(関税・消費税の計算根拠)を決定することが困難なときは、税関は必要な書類を提出させることができる」と規定されています。輸出書類に関しても、この規定が準用されますので、最初から用意しておいたほうがよいでしょう。

□ シッピング・インストラクション(船積依頼書)

Bill of Lading(船荷証券:B/L)もしくは、Air Waybill(航空貨物運送状)を作成するための情報として、通関業者から指定された内容を通関業者が指定した書式、もしくは任意の書式に記載します。この書式のことをシッピング・インストラクションといいます。この情報をもとにB/LやAir Waybillが作成されるので、間違いのないよう十分注意をして作成してください。

□ 委任状

通関業者と初めて取引を行うときに用意すべき書類です。通関業法第22条第1項では、通関業者は通関業務に際して帳簿類を設けることが明記されており、かつ、それらを一定期間保存することが義務付けられています。その帳簿の一つとして、通関業法施行令第8条第2項第2号で、「通関業者は通関業務に関し、依頼者から依頼を受けたことを証する書類」があげられています。そのために通関業者は任意の書式で「委任状」を顧客(輸出入通関を依頼した者)より取得しています。

□ ブッキングリスト(船腹予約書)

船腹の予約をする際に提出します。

HSコードって何ですか？

HSは商品につけられた世界共通の「背番号」

「HSコード」とは、ありとあらゆる商品の名称および分類を世界的に統一する目的で作られた6桁のコード番号のことで、日本語では「輸出入統計品目番号」「関税番号」「税番」などとよばれます。6桁の数字は世界共通の番号で、さらに細かい分類は国によって異なります。例えば、日本から輸出する際の清酒のHSコードは「2206.00-200」、ですが、米国で日本酒を輸入する際は「2206.00-4500」、香港で輸入する際は「2206-00-90」が使われます。

実務面においては、通関時にHSコードを特定する必要があります。また、輸出の場合、輸入者が当該国の輸入税額を特定するために、輸出者に6桁のHSコードを尋ねてくる可能性があります。

HSの分類改訂は、時代の流れに沿って、ほぼ5年ごとに定期的に見直しが行われます。

Q⁴ 酒類の輸出には免許が必要ですか？

A 酒類の輸出には「輸出酒類卸売業免許」が必要です。

酒類の輸出には、「輸出酒類卸売業免許」が必要になります。

輸出酒類卸売業免許については、税務署の酒類指導官にお問い合わせください。

(注)酒類製造者が自ら製造した酒類を輸出する場合には、この免許は必要ありません。

Q⁵ 貿易商社や輸出相手はどのように探したらよいでしょうか。

A 展示会、商談会などの参加が有効です。

輸出相手、貿易商社などが決まっていない場合は、国内外のバイヤーが集まる展示会・商談会などへの参加が有効です。

また、ジェトロが取りまとめたジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リストも活用できます。

●ジェトロ農林水産物・食品 輸出協力企業リスト

https://www.jetro.go.jp/industry/foods/trading_company_list.html

CHECK!

輸出先で輸入可能か確認しましょう。

東日本大震災以降、日本からの食品輸出に対し各国で**輸入規制**がかけられています。輸出したい商品が規制対象とされていないか確認が必要です。また、輸出できる場合は**産地**や**安全を証明する書類**の添付が必要となる場合もあります。規制は日々更新されていますので、最新の情報をご確認ください。

○国税庁『東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた輸出証明書の発行について』

<http://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/higashinohon/sake/index.htm>

Q⁶
A 輸出免税があると聞いたのですが。

輸出のために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。

酒類製造者が自ら輸出、または輸出業者を通じて輸出するために、酒類製造場から移出した酒類については、所定の手続きにより酒税が免除されます。

当該酒類に係る酒税が免除されるためには、所轄税務署に対し、次の要件を満たした酒税納税申告書の提出が必要です。

- ① 期限内申告であること。
- ② 申告書に輸出(未納税移出)した酒類の税率適用区分、数量等を記載した酒類の明細書等を添付すること。

なお、諸手続きは、**製造者が自ら輸出する場合と、輸出業者を通じて輸出する場合で異なります**。詳しくは、税務署の酒類指導官までお問い合わせください。


- 国税庁『酒類の輸出免税等の手続きについて』
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sake/01.pdf>



輸出の
ヒント

1 商談会、見本市などのイベントを活用しましょう

日本および世界各地で開催される商談会や見本市などのイベントは、国内外のバイヤーと出会うチャンスです。商談相手のバイヤーは、基本的に日本製品に興味があるので、自社製品の売り込みの場として最適です。自社製品に対するコメントや、市場の傾向、競合商品の動向をバイヤーから直接聞くことができます。また、時間、経費両面でも効果的といえます。



JETROの 取り組み

JETROでは、日本酒の輸出に関する商談会やイベントを開催しています。参加者の募集等はウェブサイトの「イベント情報（農林水産・食品）」に掲載されますので、ご確認ください。

<https://www.jetro.go.jp/industrytop/foods/>

- **SIAL CHINA (上海)**
中国最大級の食品・飲料見本市。
<http://www.sialchina.com/>
- **FHC CHINA (上海)**
中国で行われる大規模な国際食品見本市。
<http://www.fhcchina.com/en/>
- **FOOD EXPO (香港)**
香港最大の国際食品見本市。日本からの出展数は参加国中最大。
<http://m.hktdc.com/fair/hkfoodexpo-en/HKTDC-Food-Expo.html>
- **International Wine & Spirits Fair (香港)**
アジア最大級の酒類専門見本市。
<http://m.hktdc.com/fair/hkwinefair-en/HKTDC-Hong-Kong-International-Wine-and-Spirits-Fair.html?>
- **FOOD TAIPEI (台北)**
台湾最大の食品見本市。
<https://www.foodtaipei.com.tw/>
- **FOOD WEEK (ソウル)**
韓国最大の国際食品見本市。
<http://foodweek.co.kr/wp/>
- **Thaifex (バンコク)**
アジア最大規模の国際食品見本市。
<https://thaifexworldoffoodasia.com/>
- **EQUIPOTEL(サンパウロ)**
50年の歴史を持つ、南米で最大級のホテル・レストラン関連見本市。
<http://www.equipotel.com.br/>
- **SUMMER FANCY FOOD SHOW (ニューヨーク)**
米国東海岸最大級の総合食品見本市。
<https://www.specialtyfood.com/shows-events/>
- **WINTER FANCY FOOD SHOW (サンフランシスコ)**
日本食ユーザーが最も多い米国西海岸で最大級の食品見本市。
https://www.jetro.go.jp/j-messe/tradefair/WinterFancy_58872
- **PROWEIN (デュッセルドルフ)**
世界最大のワイン&スピリッツ見本市。
<https://www.prowein.com/>
- **SIAL (パリ)**
欧州最大級の食品・飲料見本市。日本からは、飲料、調味料、米を中心に出品されている。
<https://www.sialparis.fr/>
- **SIRHA (リヨン)**
欧州最大の外食見本市。
<http://www.sirha.com/>
- **BIOFACH (ニュルンベルク)**
欧州最大級のオーガニック見本市。
<https://www.biofach.de/>
- **IFE (ロンドン)**
英国最大の総合食品見本市。
<http://www.ife.co.uk/>

2 輸出に関するご質問は 相談窓口をご利用ください。

◆ジェトロ農林水産・食品輸出相談窓口 (1/3)

事務所名	電話番号	所在地
本部	03-3582-5646	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
大阪本部	06-4705-8601	〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング29階
ジェトロ北海道	011-261-7434	〒060-0001 北海道札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センター9階
ジェトロ青森	017-734-2575	〒030-0802 青森県青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビル5F
ジェトロ盛岡	019-651-2359	〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通2-9-1 マリオス3階
ジェトロ仙台	022-223-7484	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービルディング18階
ジェトロ秋田	018-865-8062	〒010-0951 秋田県秋田市山王2-1-40 田口ビル1F
ジェトロ山形	023-622-8225	〒990-0042 山形県山形市七日町3-5-20 富士火災山形ビル4階
ジェトロ福島	024-947-9800	〒963-0115 福島県郡山市南2-52 ビッグパレットふくしま3F
ジェトロ茨城	029-300-2337	〒310-0802 茨城県水戸市柵町1-3-1 茨城県水戸合同庁舎4階
ジェトロ栃木	028-670-2366	〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1-5-40 とちぎ産業創造プラザ内2階
ジェトロ関東	03-3582-4953	〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階
ジェトロ千葉	043-271-4100	〒261-7123 千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデン(WBG)マリブイースト23階
ジェトロ横浜	045-222-3901	〒231-0023 神奈川県横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル2階
ジェトロ新潟	025-284-6991	〒950-0965 新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル5F
ジェトロ山梨	055-220-2324	〒400-0055 山梨県甲府市大津町2192-8 山梨県立産業展示交流館アイメッセ山梨4F
ジェトロ長野	026-227-6080	〒380-0936 長野県長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館1F
[同]諏訪支所	0266-52-3442	〒392-0021 長野県諏訪市上川1-1644-10 諏訪合同庁舎5F
ジェトロ福井	0776-33-1661	〒918-8004 福井県福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル6F

◆ジェトロ農林水産・食品輸出相談窓口 (2/3)

事務所名	電話番号	所在地
ジェトロ富山	076-444-7901	〒930-0866 富山県富山市高田527 情報ビル2F
ジェトロ金沢	076-268-9601	〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館4F
ジェトロ岐阜	058-271-4910	〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-53 県民ふれあい会館第一棟6階
ジェトロ静岡	054-352-8643	〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25 清水マリンビル5F
ジェトロ浜松	053-450-1021	〒432-8036 静岡県浜松市中区東伊場2-7-1 浜松商工会議所会館5階
ジェトロ名古屋	052-589-6210	〒450-0002 愛知県名古屋市中村区名駅4-4-38 愛知県産業労働センター18階
ジェトロ三重	059-228-2647	〒514-0004 三重県津市栄町1-954 三重県栄町庁舎2F
ジェトロ滋賀	0749-21-2450	〒522-0063 滋賀県彦根市中央町3-8 彦根商工会議所1階
ジェトロ京都	075-325-5703	〒600-8813 京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都リサーチパーク2号館2階
ジェトロ神戸	078-231-3081	〒651-6591 兵庫県神戸市中央区浜辺通5-1-14 神戸商工貿易センター4F
ジェトロ和歌山	073-425-7300	〒640-8269 和歌山県和歌山市小松原通1-1 和歌山県庁東別館2階
ジェトロ鳥取	0857-52-4335	〒689-1112 鳥取県鳥取市若葉台南7-5-1 公益財団法人鳥取県産業振興機構内
ジェトロ松江	0852-27-3121	〒690-0826 島根県松江市学園南1-2-1 くにびきメッセ3F
ジェトロ岡山	086-224-0853	〒700-0985 岡山県岡山市北区厚生町3-1-15 岡山商工会議所ビル8F
ジェトロ広島	082-535-2511	〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ4F
ジェトロ山口	083-231-5022	〒750-0018 山口県下関市豊前田町3-3-1 海峡メッセ下関国際貿易ビル7F
ジェトロ徳島	088-657-6130	〒770-0865 徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館3F
ジェトロ香川	087-851-9407	〒760-0017 香川県高松市番町2-2-2 高松商工会議所会館5F
ジェトロ愛媛	089-952-0015	〒791-8057 愛媛県松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ3F
ジェトロ高知	088-823-1320	〒780-0834 高知県高知市堺町2-26 高知中央ビジネススクエア6F

◆ ジェトロ農林水産・食品輸出相談窓口 (3/3)

事務所名	電話番号	所在地
ジェトロ福岡	092-741-8783	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-11-17 福岡ビル4階
ジェトロ北九州	093-541-6577	〒802-0001 福岡県北九州市小倉北区浅野3-8-1 AIMビル8F
ジェトロ佐賀	0952-28-9220	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-1-12 佐賀商工ビル4階
ジェトロ長崎	095-823-7704	〒850-0031 長崎県長崎市桜町4-1 長崎商工会館9F
ジェトロ熊本	096-354-4211	〒860-0022 熊本県熊本市中央区横紺屋町10 熊本商工会議所3F
ジェトロ大分	097-513-1868	〒870-0037 大分県大分市東春日町17-19 大分ソフィアプラザビル4階
ジェトロ宮崎	0985-61-4260	〒880-0811 宮崎県宮崎市錦町1-10 宮崎グリーンズフィア壱番館(KITEN)3階
ジェトロ鹿児島	099-226-9156	〒892-0821 鹿児島県鹿児島市名山町9-1 鹿児島県産業会館6F
ジェトロ沖縄	098-859-7002	〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター609号室

◆ 国税局窓口

各国税局酒税課(沖縄国税事務所においては間税課)へご相談ください(個別の免許相談については、最寄りの税務署の酒類指導官へお問合せください)。

事務所名	電話番号 (代表)	所在地
札幌国税局	011-231-5011	〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目 札幌第2合同庁舎
仙台国税局	022-263-1111	〒980-8430 仙台市青葉区本町3丁目3番1号 仙台合同庁舎A棟
関東信越国税局	048-600-3111	〒330-9719 さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館
東京国税局	03-3542-2111	〒104-8449 中央区築地5丁目3番1号
金沢国税局	076-231-2131	〒920-8586 金沢市広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎
名古屋国税局	052-951-3511	〒460-8520 名古屋市中区三の丸3丁目3番2号 名古屋国税総合庁舎
大阪国税局	06-6941-5331	〒540-8541 大阪府中央区大手前1丁目5番63号 大阪合同庁舎第3号館
広島国税局	082-221-9211	〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎1号館
高松国税局	087-831-3111	〒760-0018 高松市天神前2番10号 高松国税総合庁舎
福岡国税局	092-411-0031	〒812-8547 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎
熊本国税局	096-354-6171	〒860-8603 熊本市西区春日2丁目10番1号 熊本地方合同庁舎B棟
沖縄国税事務所	098-867-3601	〒900-8554 那覇市旭町9番地 沖縄国税総合庁舎

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご使用ください。ジェトロでは、可能な限り正確な情報の提供を心がけておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

日本酒輸出ハンドブック（中国編）

2018年3月作成

作成者：

ジェトロ 農林水産・食品部

国税庁 酒税課

（無断転載を禁じます）
